

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.lg.jp

**クロラムフェニコールなど13物質*を含む薬剤は
11月30日から家畜に使用できなくなります**

薬事法等の
改正のため

- ※ ①クロラムフェニコール、②カルバドックス、
③クマホス、④クロールプロマジン、
⑤ジエチルスチルペストロール、
⑥ジメトリダゾール、⑦ニトロフラゾン、
⑧ニトロフラントイン、⑨フラゾリドン、
⑩フラルタドン、⑪マラカイトグリーン、
⑫メトロニダゾール、⑬ロニダゾール

新たな規制(平成25年11月30日～)

畜産物の安全を一層確保する観点から、**食品衛生法に基づき「食品において不検出」とされている13物質**を含有する医薬品(人用医薬品、愛玩動物や観賞魚用の動物用医薬品など)について、**対象動物(牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち、食用に供するための養殖水産動物)への使用を禁止**。

獣医師が例外的に使用することも含めて使用禁止となります。

※万が一使用してしまった場合は、食用として出荷できません※

**踏み込み消毒槽は伝染病予防の第一歩
まずは踏み込み消毒槽を畜舎に置きましょう**



しあわせ信州
誇り起こそう、足元の価値。
伝えよう、信州から世界へ。

長野家畜保健衛生所 電話 026-226-0923 ファクシミリ 026-227-2665

問い合わせ先 長野家畜保健衛生所 保健衛生課 (担当: 小嶋、山本)

動物用医薬品は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌性物質・駆虫薬などの動物用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの使用基準を守って使用しましょう。

使用基準を守らなかった場合

出荷した乳・肉・卵などに医薬品が残留基準値を超えて残留してしまい、回収や廃棄の対象となります。

使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留。187頭分の枝肉等を回収・廃棄（H24.11）
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短くしたため牛肉に残留。124 kgの牛肉を回収。（H19.11）
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留。自主回収も含め約101万個を回収。（H19.6）

医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、
⑤用法・用量、⑥出荷可能日

- ◆ 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。